

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

我が国においては、急速な少子高齢化の進行や生活様式の変化などを要因として、ひとり暮らし高齢者の増加や若年層の社会的孤立などが表出するようになってきました。さらに、地域住民同士のつながりが希薄化する中で、虐待や孤独死、消費者被害や生活困窮、子どもの貧困などといった様々な社会課題や生活課題が取り上げられるようになりました。

こうした課題は多様化・複雑化しており、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度などの公的な福祉サービスだけでは解決が難しく、また、解決のために必要なサービスを当事者が知らない、利用しないなどといったケースも見られ、制度の枠を超えた支援が今まで以上に重要となっています。

一方で、災害時の助け合いや日頃の見守りなどの重要性は東日本大震災以降、再認識されることとなりました。普段の暮らしの中でも他人を思いやり、地域における人と人とのつながりを大切にする社会を構築し、誰もが安心して暮らしていくことのできる豊後大野市の実現を図っていく必要があります。

本市では、「第3期豊後大野市地域福祉計画」を平成29年3月に策定し、「すべての市民がお互いを尊重しあい、住み慣れた家庭や地域の中で安心した生活ができ、子どもから高齢者まで、世代や性別を超えた交流と助け合いの中で、その人らしく自立した生活ができる豊後大野市を目指す」を計画の基本理念として、各種福祉施策の推進に努めてきました。

現在、本市では誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するための一体的な支援の仕組みである「地域包括ケアシステム¹」の構築を進めています。「地域包括ケアシステム」の構築には、個別支援の充実とこれを支える地域づくりを同時に進めることが求められ、多様な担い手による多様なサービスが提供されるための体制づくりが必要です。市民と地域の団体、事業者、行政が協力し、地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するとともに、地域づくりの活動を一体的に推進し、課題を解決していく「地域福祉」の活動を進めていかななくてはなりません。

¹ 厚生労働省が提唱する、「可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる、地域の包括的な支援・サービス提供体制」のこと。

また、厚生労働省が提唱する「『我が事・丸ごと』地域共生社会²」を実現するため、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくりを進めることが大切です。

本市を取り巻く現状を踏まえつつ、豊後大野市における「福祉のまちづくり」を引き続き進めていくため、「第4期豊後大野市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

■地域福祉とは■

地域福祉とは

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

第2節 社会福祉法の一部改正

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

さらに、平成30年4月の社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。

改正された社会福祉法を受け、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として掲げられている事項は次のとおりです。

² 世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

■福祉に関して共通して取り組むべき事項■

①	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
②	高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
③	制度の狭間の課題への対応の在り方
④	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
⑤	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
⑥	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
⑦	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
⑧	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
⑨	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
⑩	高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
⑪	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
⑫	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⑬	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
⑭	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
⑮	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⑯	全庁的な体制整備

また、包括的な支援体制の整備に関する事項として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」が掲げられています。

第3節 計画の性質と位置づけ

(1) 計画の性質

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画(市町村地域福祉計画)」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

本文中の年次表記及び年度表記については、すべて和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称や説明として公的に使用されるものがあるため、その限りではありません。また、「障害」の表記については、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字を「がい」とひらがなで表記することとしています。ただし、法律の名称やサービスの名称、診断名称などについては、これまでどおりの表記を使っています。

■ 社会福祉法（抜粋） ■

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

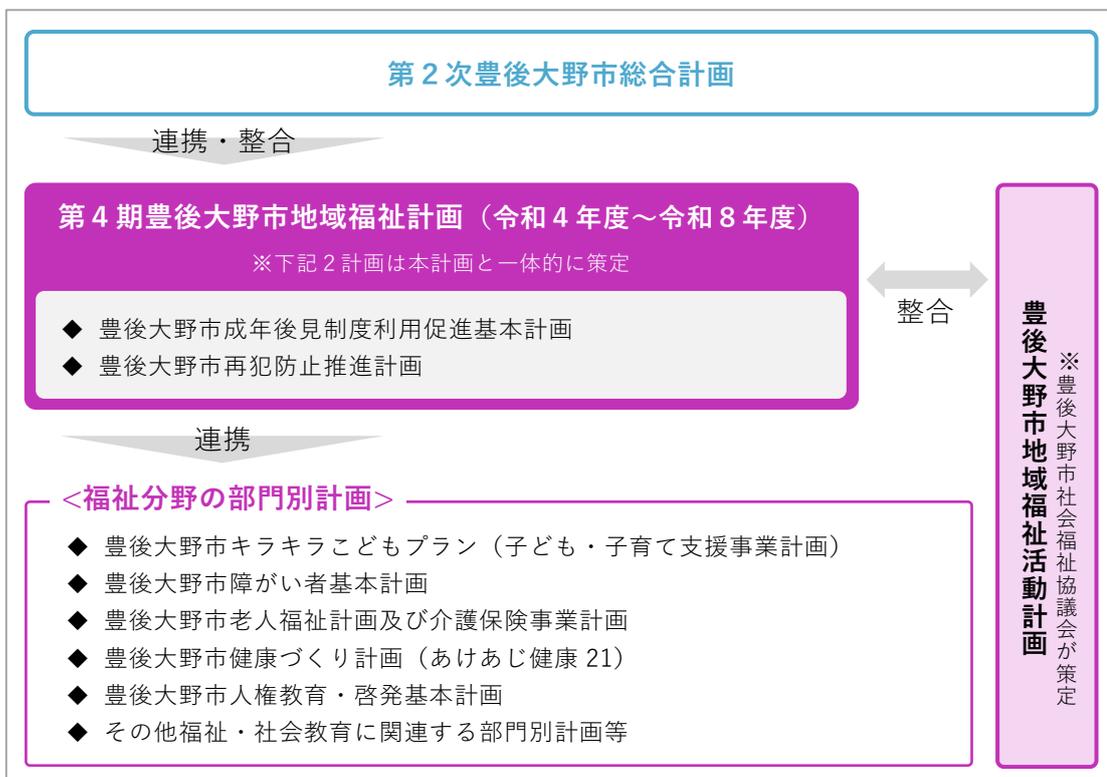
(2) 計画の位置づけ

本計画は豊後大野市総合計画を上位計画とする計画であり、福祉分野における部門別計画の上位計画として位置づけられるものです。福祉（子ども・子育て、高齢者福祉、障がい者福祉等）に関する既存の計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにしています。

また、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に定める「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」の内容と「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」の内容を含むものです。さらに、地域福祉計画と成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の3計画を一体的に策定することによって、より効果的な施策の展開を図ることとします。

なお、豊後大野市社会福祉協議会が策定する「豊後大野市地域福祉活動計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための活動計画です。社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。

■ 計画の位置づけ ■



第4節 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5か年とします。なお、必要に応じて随時見直しを行います。

第5節 計画の策定体制と方法

(1) 豊後大野市地域福祉計画策定委員会による検討

地域福祉計画は、本市行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「豊後大野市地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。



(2) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題や市民のニーズを把握するため、一般市民を対象に「豊後大野市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、福祉団体及び民生委員・児童委員を対象とする「豊後大野市地域福祉計画策定のためのアンケート」をそれぞれ実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメント³を実施しました。

³ 市が重要な計画などを策定・変更する際、事前にその案を公表し、広く市民等から意見を募集する制度。